令和６年１月１２日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

石川県能登地方を震源とする地震に伴う予防接種の取扱について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡に関し、このたび日本医師会より情報提供がありました。

本事務連絡は、今般の災害を踏まえ、予防接種法に基づく定期接種や新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について、居住地以外の市区町村において実施を希望する場合等の取扱を連絡するものです（下記ご参照）。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

１．居住地外市区町村において定期接種を実施する場合、一般的には居住地の市区町村長から居住地外市区町村長に対して実施依頼が行われているが、今般の災害により依頼を行うことが困難な場合は、被災者からの実施希望の申出を以て、居住地外市区町村において実施して差し支えないこと。

　また、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については平時でも一定の要件に該当する場合は住所地以外の市区町村での接種が可能であるところ、災害の被災者については住所地外接種届出を省略して住所地以外の市区町村で接種を受けることも可能となっていること。

２．当該定期接種及び新型コロナ予防接種の実施に当たっては、被災者がおかれている状況を考慮し、予診の徹底など健康状態を十分に把握した上で実施すること。

３．今般の災害により規定の接種時期に定期接種を受けることのできなかった被災者については、規定する時期を超えた場合（※）にあっても、当該定期接種を受けることが可能であること。

※原則的に、当該特別の事情がなくなった日から起算して２年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。ただし、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風については15歳（沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオ混合ワクチンを使用する場合に限る）、結核については４歳、Hib感染症については10歳、肺炎球菌感染症（小児がかかるものに限る）については６歳に達するまでの間に限る。

※肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る）については、当該特別の事情がなくなった日から起算して１年を経過するまでの間は、定期接種の対象とする。

【参考・日本医師会通知掲載ホームページ／メンバーズルーム】

https://www.med.or.jp/login.html

https://www.med.or.jp/doctor/sien/s_sien/011495.html

※メンバーズルームへのログインには会員ID、パスワードが必要　ＩＤ等の問合せは、日本医師会（代表・03-3946-2121）まで

大阪府医師会・地域医療１課
（06-6763-7012）